

野田市公共施設予約システムの利用
に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 2 4 号

野田市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する 規則

野田市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成 3 1 年野田市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「野田市公共施設予約システム利用者登録申請書に」を「別に定める申請のほか、」に、「添付して市長に」を「市長に提示又は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第 2 号に掲げる書類について、特に認めるときは、提示又は提出を省略させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 1 月 1 日以後の利用者登録から適用する。